

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 長久手市役所

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	82.3%
全職員	50.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	100.9%
本庁課長相当職	93.9%
本庁課長補佐相当職	97.2%
本庁係長相当職	93.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	89.6%
31～35年	95.6%
26～30年	93.1%
21～25年	92.4%
16～20年	90.4%
11～15年	85.3%
6～10年	82.2%
1～5年	99.6%

【説明欄】

全職員の男女比が2：8であり、更に女性のうち会計年度任用職員の占める割合が約7割5分で、短時間勤務の職員も多いことから、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。